

令和7年度懇話会（前回R8.2.6及び前々回R7.12.23）で出された意見についての各課回答

懇話会委員ご意見等（要約）	担当課	担当課回答
①【全職員向け研修の実施状況と計画】 男女共同参画の研修について新規採用職員研修以外の研修記録が見当たらないですが、全職員対象の年次研修計画などがありますか。	男女共同参画推進室	市では、男女共同参画など特定分野に関する研修については、所管する部署において企画及び実施することを基本としており、当室においては、毎年、新規採用職員研修を対象とした男女共同参画研修を実施しています。 一方で、現時点においては、全職員を対象とした研修については実施できておりません。 なお研修という形式ではありませんが、職員が使用している庁内ネットワーク上の掲示板を活用し、男女共同参画に関する情報を随時掲載し、周知及び意識啓発に努めています。 実績としては、令和7年度においては、4月に『若年層の性暴力被害予防月間』、6月に『男女共同参画週間』、11月に『女性に対する暴力をなくす運動期間』、3月に『避難所等における性暴力の防止』、『多様な性への理解促進』に関する内容等を掲載し、また和歌山県多様な生き方支援課主催の『行政職員向けLGBTQ研修』（オンライン併用）の実施について掲載し、受講者を募りました。 今後も、職員に対して情報発信を行い、研修機会の提供と男女共同参画に関する理解の向上を図ります。
	総務課	総務課においては、職員全体の資質向上を目的とした階層別研修等を所管しており、その中で、研修内容の一部に男女共同参画の視点に関連する内容を含む研修も実施しているところです。 具体的には、令和7年度においてはハラスメント防止や女性活躍推進といった観点から、次のとおり研修を実施しております。 （令和7年度実績） ・ハラスメント研修（研修協議会主催）…係長級1年目（33名） ・ハラスメント研修（市独自研修）…係長級6年目（15名） ・地方自治体女性交流研究会…指定女性職員（2名） また、令和8年度の事業計画としては下記のとおりです。 （令和8年度予定） ・ハラスメント研修（研修協議会主催）…係長級1年目（17名） ・ハラスメント研修（市独自研修）…係長級6年目（17名） ・女性のキャリアデザイン研修（研修協議会主催）…主査級女性職員（10名程度） ・地方自治体女性交流研究会…指定女性職員（2名） このように、全職員を対象とした年次的な研修については、総務課所管の階層別研修等の中で、関連する内容を取り入れながら実施しているところです。今後も関係課と連携しながら、職員の理解促進に努めてまいります。

懇話会委員ご意見等(要約)	担当課	担当課回答
②【人権施策推進本部の設置状況と活動】 市の庁内組織として、田辺市男女共同参画推進本部とは別に、田辺市人権施策推進本部があると思いますが、その会議でどうしたら(男女共同参画、女性の人権が)進むのかってようなことを協議されているんじゃないですか。もうすでに実行されているところもあるんじゃないでしょうか。	人権推進課	田辺市人権尊重のまちづくり条例や、人権施策基本方針に基づき、女性の人権、子どもの人権、障害のある人の人権等、あらゆる人権課題の解決に向け、田辺市人権施策推進本部が中心となって、それぞれの部署において責任を持って市民の立場にたった人権意識の基で人権施策を総合的に推進しています。
③【市が事務局を持つ団体での啓発・研修の有無】 市が事務局を持っている団体が、47団体あるとのことですが、各会議での男女共同参画についての、周知・学習機会の設定方針は?まちづくり学びあい講座みたいに待っているのじゃなくて、こちらから積極的に関わって啓発をしていく、取り組みを進めていくということも大事じゃないのかなと思います。	男女共同参画推進室	市が事務局を担う団体には、地域活動やイベント運営、産業振興など、多様な分野があります。ご意見のとおり、「待ち」の姿勢にとどまらず、今後は各種団体の総会等の機会をとらえ、まちづくり学びあい講座における男女共同参画に関するメニューの紹介や、DVD等の研修教材の貸出に関する情報提供について、積極的に取り組みを進めてまいります。
④【相談・支援体制の拡充可否①】 現行の相談窓口(時間・内容)もあると思いますが、24時間相談や、専門家(弁護士)費用助成等、悩みを抱えている市民に対する田辺市独自支援を検討してほしい。	男女共同参画推進室	現在、男女共同参画推進室では、女性電話相談を祝日及び年末年始を除く平日午前9時から正午まで開設しております。 また、24時間体制の相談につきましては、市の事業ではありませんが、県の性暴力救援センター和歌山「わかやまmine(マイン)」における電話相談や、内閣府の「DV相談+(プラス)」における電話及びチャットによる相談窓口等があります。 弁護士等の専門家への相談については、自治振興課が実施している無料の「市民法律相談」や、法テラス和歌山の「無料法律相談」の窓口があります。 また、離婚を検討中の方等への支援に関する案内チラシ『養育費の取決めや履行確保を支援します』を子育て推進課で作成し、相談に来られた方にお渡ししています。 当室としては、まずはこれらの既存の相談窓口等についてホームページや当室発行の広報紙、またSNS等で発信することにより、相談先の周知に努めていきたいと考えています。 あわせて、今後もより効果的な支援のあり方について検討してまいります。
⑤【防災分野への女性視点反映】 避難所での下着の干し場や衛生用品の配布などの問題について、会議の中で、女性の意見が十分に反映されていないのではないのでしょうか。	防災まちづくり課	避難所運営においては、特に女性の視点を含めた多様な意見を反映させることが重要であると認識しております。こうした考え方は、避難所運営マニュアルにも記載しているところです。今後も女性の意見が適切に反映されるよう、学習会等を通じて周知を図ってまいります。

懇話会委員ご意見等(要約)	担当課	担当課回答
⑥【相談・支援体制の拡充可否②】 事情があって住むところがない女性に対して、緊急的な住まい支援、市営住宅の配慮的入居要件の検討をしてほしい。	男女共同参画推進室	緊急時において被害者の安全を確保する必要がある場合、県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、一時保護が行われており、市では県と連携して対応しており、引き続き県や関係機関と連携した対応を検討してまいります。
	建築課	配偶者からの暴力被害により、現住居での生活が困難であり、住宅に困窮している場合、いくつか要件がありますが、市営住宅の目的外使用として家賃・敷金は免除で一時的に市営住宅を提供することができます。一時使用できる市営住宅は、公募による入居に支障がなく、現に空戸となっている居住可能な市営住宅に限られます。提供する住宅は入居可能な状態ではありますが、エアコン・給湯器・照明器具等の設備が設置されていないので、入居者自身で準備していただく必要があります。また、水道・ガス・電気については、入居者自身で各業者と契約を行っていただく必要があります。 その後、入居資格要件を満たした場合には、特定入居として引き続き市営住宅へ入居することが可能となります。その場合、特定入居日から家賃・敷金が発生することとなります。
⑦【啓発・教育・市民向け施策】 以前はそういう意識(社会進出)を持たなかった女性が、確固たる地位のところで活躍していこうという意識が非常に高まってきていると感じている。それをさらに進めるために、具体的なセミナーを実施してほしい。	男女共同参画推進室	職業生活における女性活躍の推進のため、当室では、女性が働く上で役立つ知識の提供や理解の促進を目的とした講座を適宜開催しております。具体的には、これまで、アングーマネジメント講座やハラスメントに関する講座、女性参画を推進する社会についての講座などを実施しました。今後も、女性の社会進出を一層支援できるよう、講座の充実に努めてまいります。
	商工振興課	女性の登用や意識の高まりを前向きな変化として捉えています。一方で、事業者ごとの事情を尊重することも重要であると考えます。今後も、事業者向けの研修や情報提供などの機会を通じて、多様な人材が活躍できる社会に向けた意識醸成に努めてまいります。
⑧【人権条例と男女共同参画条例について】 ・人権条例と男女共同参画条例の双方を持つ自治体の有無・実例 ・人権条例はあるが男女共同参画条例がない自治体、逆のケースの実例 ・人権条例先行後に男女共同参画条例を制定した自治体の有無と運用上の齟齬の有無	男女共同参画推進室	和歌山県内では、30市町村のうち半数の15市町が人権に関する条例を制定しており、そのうち男女共同参画に関する条例と併存する市町村は4市町です。 また、『男女共同参画に関する条例があって人権に関する条例がない』という市町村はありませんでした。 両条例がある4市町に対し、運用上の齟齬について問い合わせたところ、いずれの市町も特に問題を感じたことはないとの回答でした。
⑨【「田辺市人権尊重のまちづくり条例」(令和3年)制定後の効果・変化について】 ・制定前後の具体的変化はあるか	人権推進課	「田辺市人権尊重のまちづくり条例」制定後、令和7年度末まで、本条例についての講座や研修会を延べ35回開催し、919人の方に受講いただきました。まちづくり学びあい講座や市内事業所、市職員の新規採用時研修や教職員研修等での講座や研修を継続的に実施しているところです。 条例制定を契機として、人権啓発活動や人権教育の取組みの強化につながっているものと考えており、本条例には、市の責務、市民、事業者の役割を明記していることから、今後より一層、企業研修や地域の人権学習の場での人権啓発活動に活用してまいりたいと考えています。